

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

6上伊地環第50-1号
令和6年(2024年)6月18日

株式会社西部重機
代表取締役 小林 一美 様

長野県上伊那地域振興局長

令和6年4月26日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(以下「条例」という。)第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書 (産業廃棄物処理施設の変更許可)

(1) 氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社西部重機 代表取締役 小林 一美 長野県伊那市横山 9494 番地 1	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県伊那市横山 7227 番 1466	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破碎施設 (移動式兼用)	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	○破碎する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (コンクリートくずに限る。)、がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	968 t/日 (121 t/h : 8時間稼働)	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	がれき類の破碎施設 (移動式兼用) の入替	
	新	旧
	(1) 処理施設の型式・構造 日立建機株式会社 ZR950JC (2) 処理能力 968 t/日 (121 t/h : 8時間稼働)	(1) 処理施設の型式・構造 日立建機株式会社 HR420G-5 (破碎機 株式会社中山鉄工所 AC4220) (2) 処理能力 1,024 t/日 (128 t/h : 8時間稼働)
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 伊那市 横山区、平沢区、ますみヶ丘区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)ただし、屋外での作業であり、周辺環境への配慮から、概ね300mまで伸ばし、周辺地域の範囲とする。	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 伊那市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所を有する者 周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	

(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和6年7月2日(火) 午後6時30分から (場所) 長野県伊那市横山7227番地1412 横山区 区民センター
--------------------------------	---

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。